前 金	部 分 払
有	0 п

 平 成 3 0 年 度

 建整特補 第 2 号

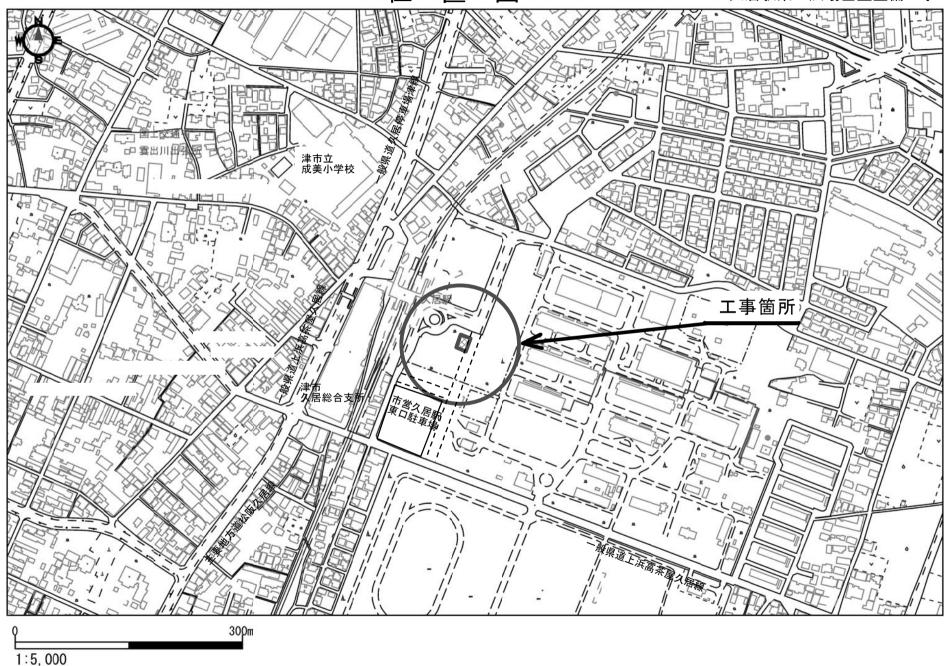
## 久居駅東口広場基盤整備工事設計書

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市 建設部建設整備課

平成 30 年度	建整特補 第 2 号		工事	設 計	書
	津市久居新町地内			担当副参事	
施工場所				検算者	
工事名	久居駅東口広場基盤整備工事			担当副主幹	
上事石				設計者	
設計額					
以目银		(うち消費税等相当額	)		
T #8					
工 期	平成30年11月16日限り				
長	_	ф —			
,	·	エ 事 の ;	大要		

掘削工230m3盛土工230m3



		設 計 内	訳表		
費目 工種 種別 細別	単位	数量	単 価	金 額	摘要
本工事費					
基盤整備	式				
		1.000			
敷地造成工	式				
		1.000			
掘削工	式				第 0001 号 明細表
		1.000			
盛土工	式				第 0002 号 明細表
		1.000			
構造物撤去工	式	1.000			
111/2010/21		1. 000			
構造物取壊し工	式	1.000			第 0003 号 明細表
1世紀79 秋		1 000			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<u>-</u>	1.000			第 0004 号 明細表
運搬処理工	式				
		1.000			
仮設工	式				
		1.000			

		設 計 内	訳表		
費目 工種 種別 細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要 第 0005 号 明細表
交通管理工	式				第 0005 号 明細表
		1.000			
直接工事費計	式				
		1.000			
間接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費 (率計上額)	式				
		1.000			
共通仮設費計	式				
		1.000			
純工事費	式				
		1.000			
現場管理費	式				
		1.000			
工事原価	式				
		1.000			

設計内訳表										
費目 工種 種別 細別	単 位	数量	単 価	金 額	摘  要					
一般管理費等	式									
		1.000								
工事価格	式									
		1. 000								
消費税及び地方消費税相当額	式									
		1.000								
本工事費計	式									
		1.000								

第 0001 号 明細表 掘削工								1 式 (上段 :前 回 下段 :今 回)
	単位	数	量	単	価	金	額	摘要
掘削(施工パッケージ)	0							CB210100 (0001)
土砂 オープンカット 押土無し	m3							
			230. 000					
合 計								

第 0002 号 明細表 盛土工									1 式		
								(上段 :前 回	下段	: 今	回)
名 称 規格	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要		
盛土(1)(施工パッケージ)								CB210510 (0002)			
PLL AMEDIA	m3							流用土			
敷均し+締固め			70 000								
H; [ (a)			70.000					<b>空0001</b> 見光年書			
盛土(2)	0							第0001号単価表			
RC-40	m3										
10 10			160. 000								
合 計											

第 0003 号 明細表 構造物取壊し工					1 式 (上段 :前 回 下段 :今 回)			
名 称 規格	単位	数量	単 価	金額	摘要			
舗装版切断(施工パッケージ)	m				CB430510 (0004)			
アスファルト舗装版 15cm以下		48. 000						
舗装版破砕(施工パッケージ)	m2				CB430310 (0005)			
アスファルト舗装版 騒音振動対策不要 積込有り		140. 000						
合 計								
第 0004 号 明細表 運搬処理工 1 式 (上段 : 前 回 下段 : «								
名 称 規格	単位	数量	単 価	金 額	摘  要			
殻運搬(施工パッケージ)	m3				第0001号施工単価表			
舗装版破砕		7. 000						
発生土運搬(施工パッケージ)	m3				第0002号施工単価表			
土砂(岩塊・玉石混り土含む)		156. 000						
<b></b>	m3				第0003号施工単価表			
A s 塊		7. 000						
発生土処分	m3				第0002号単価表			
		156. 000						

第 0004 号 明細表 運搬処理工								(上段	:前回	1 式 下段	: 今	回)
名 称 規格	単 位	数	量	単	価	金	額	,	摘	要	<u> </u>	,
合 計												
第 0005 号 明細表 交通管理工 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)												
名 称 規格	単 位	数	量	単	価	金	額	(334)	<u>-                                    </u>	要		<u> </u>
交通誘導警備員	式							第0004号施二	匚単価表			
			1.000									
合 計												

殻運搬(施工パッケージ) 舗装版破砕					第 0001 号 施工単価表 1.000 m3 当り
名称	単位	数量	単価	金額	摘  要
殻運搬(施工パッケージ)					CB227010 (0006)
舗装版破砕	m3	1.000			
合計	m3	1.000			
単位当り	m3	1.000	当り		
発生土運搬(施工パッケージ) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)					第 0002 号 施工単価表 1.000 m3 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘  要
土砂等運搬(施工パッケージ)					CB210110 (0007)
土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1. 000			
	m3	1.000			
土砂(岩塊・玉石混り土含む) 合計					

				第 0003 号 施工単価表 1.000 m3 当り
単位	数量	単 価	金額	摘  要
m3	1.000			
m3	1.000			
m3	1.000	当り		
				第 0004 号 施工単価表 1.000 式 当り
単位	数量	単 価	金額	摘  要
人				
人				
	m3 m3	m3 1.000 m3 1.000 m3 1.000  単位 数 量	m3 1.000 m3 1.000 当り 単位 数 量 単 価	m3 1.000 m3 1.000 当り 単位 数 量 単 価 金 額

交通誘導警備員					第 0004 号 施工単価表 1.000 式 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘要
単位当り	式	1. 000	当り		

名 称 各体(築堤)盛土(施工パッケージ)   敷均し+締固め	単位	数	量	単	価	金	<b>松</b> 石				
					ІІші	五.	額		摘	要	
<b></b> 数均し+締固め								CB210510 (0003)			
	m3	]	10.000								
<b> 写生クラッシャーラン</b>											
R C -40	m3		12. 000								
à 計	m3	]	10.000								
単位当り	m3		1.000	当り							

SJ0030 発生土処分					第 0002 号単価表 1 m3 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘  要
汚染土壌処理費					
	m3	1.000			
合 計	m3	1.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

			 施工パッケー	 −ジ単価一覧詞	 長	
単価コード	施工名称	単位	標準単価	積算単価	条件名称	条件値
CB210100 (0001)	掘削(施工パッケージ)	m3			土質	土砂
					施工方法	オープ゜ンカット
					押土の有無	押土無し
CB210510 (0002)	盛土(1)(施工パッケージ)	m3			作業形態	敷均し+締固め
CB210510 (0003)	路体(築堤)盛土(施工パッケージ)	m3			作業形態	敷均し+締固め
CB430510 (0004)	舗装版切断(施工パッケージ)	m			舗装版種別	アスファルト舗装版
					アスファルト舗装版厚	15㎝以下
CB430310 (0005)	舗装版破砕(施工パッケージ)	m2			舗装版種別	アスファルト舗装版
					騒音振動対策	騒音振動対策不要
					積込作業の有無	積込有り
CB227010 (0006)	殻運搬(施工パッケージ)	m3			<b></b>	舗装版破砕
CB210110 (0007)	土砂等運搬(施工パッケージ)	m3			土質	土砂(岩塊・玉石混り土含む)
CB227010 (0006) CB210110 (0007)	殻運搬(施工パッケージ) 土砂等運搬(施工パッケージ)				- 放発生作業 - 土質	

平成30年度 建整特補第2号 久居駅東口広場基盤整備工事 数 量 総 括 表 いが : 基盤整備

		I	事数量	総 括 表			
レベル1 (工事区分)	レベル2 (エ種)	レ^*ル3 (種別)	レベル4 (細別)	ν^˙ル5 (規格)	単位	数量	摘要
基盤整備					式	1	
	敷地造成工				式	1	
		掘削工			式	1	
			掘削		m 3	230	
		盛土工			式	1	
			盛土(1)	流用土	m 3	70	
			盛土(2)	RC-40	m 3	160	
	構造物撤去工				式	1	
		構造物取壊しエ			式	1	
			舗装版切断	As	m	48	
			舗装版破砕	As	m 2	140	
		運搬処理工	+n x22 l4n	A #B	式	1	
			設運搬 発生土運搬	As殻	m 3	156	
			是工連搬 一	As殼	m 3	7	

		I	事 数 量	総 括 表			
レベル1 (工事区分)	レベル2 (エ種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			発生土処分		m 3	156	
	仮設工				式	1	
		交通管理工			式	1	
			交通誘導警備員	交通誘導警備員A・B	式	1	交通誘導警備員A 3人 交通誘導警備員B 3人

			数量計算書				
レヘブル2	レヘ゛ル3	レヘブル4	レヘブル5			224 /T	₩ 目
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)			単位	数量
敷地造成工	掘削工	掘削	掘削処分土 V1 = 7.79×1.00×10.00+(6.19+6.79)/2×1.20×10	.00			
			掘削流用土		155.8		
			$V2 = (9.39 \times 13.20 + 8.79 \times 12.00) / 2 \times 1.20 - 7.79 \times 1$	0.00 × 1.20 =	44.2		
			掘削流用土 V3 = (3.20+2.00)/2×1.20×10.00+0.60/2×1.20				
			× (1.30×2)	=	32.1	0	202.4
			ΣV	=	232.1	m3	232.1
	盛土工	盛土(1)	流用土		70.0		
			掘削流用土 V = 44.2+32.1 締固土量換算 V = 76.3×0.90	=	76.3 68.7	m3	68.7
		盛土(2)	RC-40				
		血土(2)	総盛土量 V = 155.8+44.2+32.1	=	232.1		
			不足盛土量 V = 232.1-68.7	=	163.4	m3	163.4
構造物撤去工	構造物取壊しエ	舗装版切断	$L = 11.2 + 1.6 \times 2 + 1.0 \times 2 + 9.39 \times 2 + 13.2$	=	48.4	m	48.4
		舗装版破砕	As $A = 11.2 \times 1.6 + 9.39 \times 13.2$	=	141.9	m2	141.9
	運搬処理工	殻運搬	As殻 V = 141.9×0.05	=	7.1	m3	7.1
		発生土運搬	掘削処分土 V	=	155.8	m3	155.8

			数	星里	計	算	書					
しへ゛ル2	しへ゛ル3	レヘ・ル4					レヘ゛ル5				単位	数量
(工種)	(種別)	(細別)					(規格及び数量)				丰四	<b>奴</b> 里
		殼処分	As殻					٧	=	7.1	m3	7.1
		発生土処分	掘削処分	<del>分</del> 土				٧	=	155.8	m3	155.8
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員						N	=	1.0	式	1.0

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
共通	共通	<ul> <li>✓ 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(平成28年7月)に準じて行うものとする。</li> <li>✓ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書(施工条件明示一覧表)並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(平成28年7月)に優先する。</li> <li>✓ 本工事はすべて設計図書(図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む)によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。</li> <li>✓ 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。</li> </ul>
	施工計画	□ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 □ 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 □ 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者(クレーン運転士、玉掛作業者など)の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	☑ 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	☑ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。 □ 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<ul> <li>契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。</li> <li>□ 工事中(養生中を含む)の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。</li> <li>□ 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。</li> </ul>
I	工程	☑ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
程 .	関係機関協議	<ul> <li></li></ul>
	官公庁への手続き等	□ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
用地・補償品	事業損失	□ 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 ☑ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
関 係 …	民地の保全	<ul><li>☑ 官民若しくは民民の境界を示すもの(杭、鋲、プレート等)が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</li><li>☑ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</li></ul>
安全対策	工事中の安全確保	□ 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 ② 養機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。 ② 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 ② 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。 □ 工種(
	交通安全管理	<ul> <li>✓ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導警備員」という)を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。</li> <li>✓ 交通誘導警備員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者)または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</li> <li>✓ 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書(写し)を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表(資格・実務経験年数を明示したもの)及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする(但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする)。</li> <li>✓ 交通誘導警備員に一日一日の工事(どこまで進入できるか等)を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。</li> </ul>

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
環境対策	環境対策	□ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 □ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 □ 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書(写し)及び収集運搬業・処分業の許可証(写し)を監督員に提示もしくは提出すること。 □ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類部分下請負通知書	<ul> <li>         ☑ 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。</li> <li>完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。(提出部数 2部 用紙サイズ: A 4)</li> <li>         ☑ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。</li> <li>受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。・アスファルト混合物(事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し)、生コンクリート(製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料)、購入土、砕石(新材)等※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</li> <li>         ②</li></ul>
支払いに関する事項	前金支払いに 関する事項	☑ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)					
その他	名札	☑ 受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。  〈名札の例〉					
		│       主任·監理技術者					
		氏名       〇〇〇〇工事         工事名       〇〇〇〇工事         工期       自〇〇年〇〇月〇〇日         2cm×3cm       至〇〇年〇〇月〇〇日         程度       会社       〇〇建設株式会社					
		<u></u>					
		注2)所属会社の社印とする。					
	部分使用	□ 部分使用箇所 ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )					
	部分引渡し	□ 部分引渡し指定部分 ( 別途説明書に記載 ) □ 部分引渡し時期 ( )					
	巡回	□ 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。					
	その他	<ul> <li>✓ 本工事の処分土は、土壌調査の結果より、「ふっ素及びその化合物」の土壌溶出量が最大1.3mg/L(基準値 0.8mg/L以下)の汚染土壌であり、単位体積質量は1.8(t/m3)を想定している。</li> <li>✓ 処分土の運搬時はシート等によりカバーをし、飛散防止の措置を行うこと。また、運搬車両の両側面に140ポイント以上(約5cm)の大きさの文字で「汚染土壌運搬車」と表示すること。</li> <li>✓ 処分土の運搬及び処理を行うにあたり、環境省令で定める基準に従って管理票を交付し、適正に運搬・処理が行われていることを確認すること。</li> <li>✓ 掘削完了時に、三重県津地域防災総合事務所環境室による立会確認を行うため、これに協力すること。</li> </ul>					
		☑ 処分土の処分先については、「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」に登載された汚染土壌処理業者とする。					

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	図別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名: )	□ 調整項目 ( □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 □ その他 ( □ 別途協議 )
	□施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 制限する工種名 ( ) 施工時期及び施工時間 ( ) 施工方法 ( )
	□工期	□ 工期は、繰越手続きが完了後、( 年 日) までに変更します。
	□他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( ) 協議完了見込み時期 ( ) しまり ( ) とり
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名 (□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 ( ) )  □ その他 ( )
	□ その他( )	
用地関係	□用地補償物件の未処理箇所あり	□   未処理箇所 ( □ 別添図       □ No. ~No. □ 別途協議 )         □ 完了見込み時期 ( □ 平成 年 月頃 □ 別途協議 )
	□仮設ヤードの有無	□   仮設ヤード ( □ 官有地 □ 民有地 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
		□ 仮設ヤード使用期間( )
		□ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) □ 使用条件・復旧方法 ( )
	 □ その他( )	□□○との他( )
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目 ( □騒音 □振動 □水質 □粉じん ☑排出ガス □その他( ))
		□ 施工方法等(□指定工法名(□ □ □ その他(□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目 ( □ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
		□□調査方法(□別途資料 □その他( ) □別途協議)
	□ その他( )	□   FOND
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	☑ 交通安全施設等の配置 ( □ 別途図面 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )
		☑ 交通管理要員の配置 ( □ 別途図面 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )
		☑ 指定路線 □ 指定路線以外
		☑ 配置人員数(2人) (うち交通誘導警備員A(1人))
		(注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。)
		□交通管理要員の配置時間(
		□ 交通管理要員の配置期間( )
		□ 交通管理要員配置の対象工種( )
	□近接施設等に対する制限	□ 既存施設あり
		<ul><li>・近接公共施設 ( □鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □その他 ( ) )</li></ul>
		<ul> <li>・近接施設 (□擁壁 ( ) □ブロック塀 □家屋 □その他 ( ) )</li> </ul>
		・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。  □ 工法制限あり
		<ul><li>■ ・制限を受ける工種 ( )</li></ul>
		<ul><li>・制限内容</li></ul>
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
		□ 保安要員の配置
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	□ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
		□ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示 を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
(2)	□その他( )).	□   その他 (

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制利を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 24

明示項目	明示事項	条件及び内容	
工事用道路関係	□一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ 使用中及び使用後の措置       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ 用地及び構造       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ 安全施設       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )	
	□ その他 ( )	その他(	
仮設備関係	□仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 転用あり ( □ 兼用あり ( ) □ 未用あり ( ) □ その他 ( ) )	
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他( )	□ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 施工方法 ( ) □ その他 ( )	
廃棄物関係	□ 残土処分(自由処分) ☑ 残土処分(指定処分・他工事流用) ☑ 産業廃棄物の処理条件あり	□ 残土処分地( □ 別途資料 □ その他( ) □ 別途協議 ) 運搬距離(L= km) □ 処分地の処理条件あり ( □ 押土整地 □ その他( )) □ 産業廃棄物の種類 ( □ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他( )) □ 産業廃棄物の処分地 ( □ 再生処分場( ) □ 最終処分場( ) □ 別添図書 □ その他( ) □ 別途協議 ) □ その他( ) □ 別途協議 ) □ その他( ) □ 別途協議 ) □ との他( ) □ 別途協議 ) □ 公分場の受入条件 ( ) □ 翻装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する場 械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。	こ処 祭、適
	□ その他( )	□ その他( )	
工事支障物件関係	□工事支障物件あり □ その他	□ 支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ( ) □ 移設時期 ( □ 平成 年 月 頃 □ 別途協議) □ 防護 ( ) □ その他 ( )	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
薬液注入関係	■ 薬液注入工法等の指定あり	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
		□ 削孔数量 ( ) 注入量 ( ) その他 ( )
	□ 提出書類あり	工法関係(
	□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	□ その他 ( )	□ その他( )
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり	☑   再生材の種類( □ 再生Asコン □ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 )
		□ 再生材が使用出来ない場合の措置 ( □ 新材に変更 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	□ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	□ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。
	認定製品の使用について	(認定製品の品名:
		【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】
		□下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。
		(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )
- /I	□ その他( )	□ その他 ( )
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□ 保管場所 ( ) 期間 ( ) その他 ( )
	□ 現場発生品あり	□ 品名 ( ) 数量 ( ) 保管場所 ( ) その他 ( ))
	□ 支給品あり	□ 品名( ) 数量( ) 引渡場所( )
	로 라니니	□ 時期(平成 年 月 日) その他( )
	■ 盛土材等工事間流用あり	□運搬方法(  □受注者で運搬  □受注者以外で運搬  □別途協議  □その他(    ))
		□ 引渡場所( □ 別添図等 □ 別途協議 □ その他( ))
	□ 現場では英典()) ジャージタ典)文田子妻	数量 ( ) 運搬距離 (L = km)
	□ 現場環境改善費(イメージアップ経費)適用工事 ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ 現場環境改善(イメージアップ)の内容(率分)( ) ) )
	□ その他( )	□   現場環境改善 (イメージアップ) の内容 (積上) ( ) ) ) )   □   その他 ( ) )
適用条件	□ 適用条件	□   での他(   ☑   三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正: <b>平成30年 7月 1日</b> ))
過	■ 週	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
		「上小特度物放用、ーユノバ (朱)   柳」と週四
		□ その他 (
		<b>→</b> 古

(注)上記受託業務事項・条件及い内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3	<ul><li>☑ 一般監督 (ただし、調査対象工事となった場合は、全ての工種を 重点監督とする。)</li><li>□ 重点監督</li></ul>	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種 (
入札・契約方式	□ 入札時VE方式 □ 契約後VE方式 □ 設計・施行一括発注方式 □ プロポーザル方式 □ 総合評価方式	□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
	<ul><li>□ 工事完成図書(工事写真含む)</li><li>□ 電子納品対象外</li></ul>	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、( □ 2部 □ ( )部)とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成 29 年 4 月改訂)を適用
産業廃棄物税	☑産業廃棄物税	☑ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録	☑ 工事カルテ作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報 交換システム	☑ 建設副産物情報交換システム	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
工事実態調査	□工事実態調査	□ 発注者より工事実態調査の指示があった場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	□ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	□適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
その他	□ その他	□ その他( )

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 27

Ë

## 

適の調 力団関係法人等 の特記 Ħ な履行を確保す 2仕様は 、本市が締結する契約等から (以下「暴力団等」という。)  $\mathcal{O}$ 1 とに関し、 必要な事項を定 の暴 の不当介入を排除し、 力 4 & 10 蛛 Œ 力団関係者 9  $\mathcal{C}$ 

## 2 用語

置要觸 の特記仕様におけ (平成27年津市訓第7  $\omega$ 用語は -6号) において使用する用語の例に 津市の締結す S 契約等からの暴 拉団 ]等排除 ٦  $_{\circ}^{\circ}$ 

# 3 受注者等の義務

- $\widehat{\Box}$ 力団等 本市の契約等の相 と認めら ななる # 下請負人等を使用し 大 及び下請負人等 一足() てはな 「受注者等」  $Q_{\lambda}$ ない。  $\sim$ こら <del>H</del>
- $\widehat{\Omega}$ はならない。 受注者等は、 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入し
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 施設及び廃棄物処理 受注者等は 力団団 光 業 地 翀 鄉  $\sim$ を使用し 認められる てはならない。 廃棄物処理業者が有す  $\mathcal{O}$ 廃棄物 処理
- 文書に 30 B <u>[1</u> は速やかに本市に文 受注者は、 よる不当介入を受けた ° % て報告する 本市 .の婸  $\bigcap$  $\cap$ 締結 心に  $\sim$ もに所轄の警察署に おいて、  $\sim$ てその内容  $\subset$ きは、断固とし 4 契約等の履行に 数数 R 拱 上必要な協力を行  $\exists \not \vdash$ 通報し捜査上必要な協 Y  $\subset$ 当北 なければならない。 これを拒否し、直ちに本 5 M いた 華  $\mathcal{C}$ 翀 14 力を ÆK t 4 出に N

圌 S が必要  $_{\circ}^{\circ}$ 24  $rac{1}{2}$ 受注者等が不当介入を受けた かだ  $\sim$ 14 受注者は本市に (1 契約期間の延長  $\sim$ を理由に 契約期間の延長 鄉 を求める 継 の描  $\wedge$ ير کر پر

# 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

指名停止 と密接な関係 対し、準市 入札参加資格者等又はそ 措置を講じ 建設 R 在 Н  $\subset$ ること #  $\mathcal{N}$ :維結 ものとする。 ₩  $\sim$ の役員等が暴力団等 停止基準 (平 認められる ときな 圾 0 1年 にば、 と認められると 4 当該入札参加資格者等 圧  $\infty$ 日施行) 14 1 r j 暴力団 葉 J,

単に H 17 무밥 9 4 3の義務に違  $_{\circ}^{\circ}$ য়া した風 注 辨 樂 対に対  $\subset$ 4 Œ. 回蒸ご 並 **₩** 争 . 止措置

# 5 契約等の解除

 $\vdash$ 加資格者等 記の暴力団等  $rac{1}{2}$ の契約等に  $rac{1}{2}$ 認められ 5  $\mathcal{O}$  $\cap$  $\forall$ 14 7 3  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ (1 ( Y かな 9-5 拾名名 解除す 停止措置が講  $\mathcal{O}$ 1  $\sim$ がば  $\Box$ 52

# 再生砕石(RCー40)の使用についての留意事項

砕石(RC-40)の使用にあたり下記に十分留意すること。 理基準) に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。ついては、再生 津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書 (三重県建設副産物処

# 0 再生砕石の納品伝票を保管し、 出荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。 伝票の写しもしくは納入日を記載した材料

の再生砕石等の混入がないよう対策し、 れがあることから、使用材料確認表 である等)を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。 搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐 (材料確認順)で確認を得た材料以外 施工前に異常 (異物の混入、

# 0 三重県公共工事共通仕様書に基づき、 品質管理に注意し施工すること。

- 三重県公共工事共通仕様書 添付資料
- 4. 三重県建設副産物処理基準
- 第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用
- 2. 再生砕石 (RC-40) の品質規格 参照

# 配慮依頼事項

Y 御配 注 \* いた (1) 1  $\wedge$ Y  $\mathcal{F}$  $\mathcal{C}^{\mathsf{v}}$ 3; 1 順い 9 契 約  $\subset$ H 14 4 履行  $\mathcal{O}$ (1) H 4 J Y 1 ᅱ Ш 9 1  $\cap$ (1 5

注者に 24 願いす 2 3; 举 账  $\mathcal{O}$ 該配 Œ 4 9 不利益 臧 S H 依頼事項は 5 -Pt-課する /JA 注 \*  $\mathbb{C}^{+}$ が津市 9 発 がなる **粘** H のお願いに S 5 H H  $\mathcal{N}$ 、せん。 準市が 於 赋  $\Box$ 2 注 かい \* 9 J 7 <u></u> 越  $\blacksquare$ 3  $\Box \triangleright$ (1 擁 力 49

## 삡

- 市内本店 卟  $\dashv$ do . ) 契約又は再委託 事業者 が認められた契約にあっ 14 活用 4  $\mathcal{O}$ が下 1  $\mathcal{C}$ に配慮 請以降のす ては、  $\subset$  $\forall$ ᅱ 請契約  $\wedge$ 7. だ  $\forall$ N 9 5 下請負 又は再 絫  $\succ$ 严  $\bowtie$ <del>1</del> 樂 Ñ 丰 5t 5 紫光 4 辨
- 2  $\wedge$ だ Ø 資具 N 芝 1 い。  $\mathcal{C}$ 原材料等の調達が必 及び地元 製品、地元 翢  $\mathbb{H}$ 產  $\mathcal{C}$ ∄□ 3  $\mathcal{O}$ R 庚 畆 合は、  $\mathbb{H}$ 4  $\mathcal{O}$ <del>]</del> 1 内本店 rrī S 5 # 4 羰 琳  $\mathbb{C}^{+}$ 門 かい 慮  $Q_{\lambda}$ ء  $\subset$ 4 連
- $\omega$ 建設機械 入れする [1 機器等  $\cap$ FY 門 真 9 菲  $\subset$  $\forall$ 大九  $\wedge$ 扩 žž N 汶 い。 踿  $\mathcal{C}$ 3  $\mathcal{N}$ 並  $\Box \triangleright$ Ñ <del>]</del> 长  $\forall$ 五 # 牃 辨 かな 5
- 4 業務 Ø (1 従事者 とに配慮 翀 9  $\subset$ 使用  $\wedge$ The state of 人等が必 いい。 翢 とな  $\mathcal{O}$ 越 かけ、 使用人等に # 民 を泊 田

# 公契約条例に関す る特記仕様

## $\square [\![$

な事項 の辞 慮 良な 4 記仕様は 定 事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図 X  $\mathcal{N}$ 4909 本市が М 締結す  $\omega$ 公契約にお いて 光観光にの図り の労働環境  $\cap$ F7 関し、 大大大大 の確

## $\sim$

ᅱ の特記仕様におけ :例] 77 Vγ 0  $\overline{\phantom{a}}$ において使用す る用語は 、津市公契約条例(津市条  $\mathcal{O}$ 用語の例に 9  $_{\circ}^{\circ}$ 迿 徭  $\sim$ 2 少少  $\widehat{\mathbb{Z}}$ 

# $\omega$ 華

- (1)関係法令及び条例 9 規 . 写 を連守 しな ければ なら ない
- $\widehat{\Omega}$ 受往往 \* 等は、 労働 者の適正 な労 働環境 の確保に努めなければな らない
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 意に基 · 締結 受注者等は  $\subset$ びいた適正な するのよ 労働者 Ø 契約を行わな  $\sim$ まなが、  $\sim$ 练校 下請契約等 な労使関係 ければなら の相手方 を構築するとともに、下請契約等 ない。  $\mathcal{C}$ 対等な立場におけ  $\langle \Box \rangle$
- ばならない。 が事 Ä 業者又は本市の区 きは、地域経済 # 等は、 ᅱ 請契約等の相手方を選定するとき の発展に配慮 、製内で 生産  $\c \c \c$ された資材 本市の 等を活用す 区域内に主た  $\bowtie$ . H  $\mathcal{O}$ こる事務所を有す うよう努めなけれ 資材等 数な R 삞 漸
- $\widehat{\mathfrak{O}}$ 受注者 適正に :履行し 等は、 なければならない。 公契約に 携わる者  $\wedge$  $\subset$ 4 往 会的な責任を 自覚 1 契約
- <u>6</u> がば 光注, (以下「市長等」という。) 湘 等は、 a Ø 公契約に 条例第 関する施策に協力しなければな 7条第1項の規定に が行う 報告の求め及び立入検査その他本 拱 J, NH. 市長 Xit 5 ない。 上下水道

# 1> 契約の解除等

の解除、 長等は、 受注者等 受注 の描 新維 名停止等 が次の各 必要な措置を採 号のいずれかに B 烮 1 账  $\bigcap$ がべ Ø S S  $\cap$ 14 Ĭ,  $\mathcal{O}$ 账 烮 1> 契 然

- 又は同項の規定に 条例第7条第1項の規定に . 一 で応 紁 ر ال <u>;</u> चूं 立入検 、老し 查 7 6 くは虚偽の回答 で指み、 報告を 妨げ がつ、 R 若者ししし  $\overline{\phantom{a}}$ 7 くは感  $\bigcap$ 0 0 は忌避し、 偽の報告 批 14  $\subset$ \ ti
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 条例 徭  $\vdash$ 項の )規定 FY  $\mathcal{O}$ 命令に従わ 2 5  $\sim$ 14
- $\infty$  $\aleph$ 項の規 后 7 ٦  $\mathcal{V}_{\mathcal{O}}$ 報告 R 倾 5 X ti 虚偽の報告  $\mathcal{L}$ 14
- $\widehat{4}$ Tr (3)? . 掲げ Ø 引ののほ 条例の規定 . 導 A かって 14
- 1> 、契約に S ては、 別紙誓約事項 M NH

# 労働環境の確保に係る誓約事項

してて 津市公契約条例 了承し、遵守する (Z) とを誓約し 条例」と 5 )H 4 ن ه پ 6 条の規定に ٦ 5 下記事項に

契約解除及び違約金徴収について異議はあり また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、 ません。 指名停止

- 係法令」という。) 津市公契約条例施行規則第 を遵守する 8条に掲げ (1  $\overset{\circ}{\smile}$ る関係法令 (次項におい て単に
- $\sim$ 津市上下水道事業管理 閧 係法令に違反し、関係機関から是正 者(以下「市長等」という。)へ報告する 勧告等があった場合 . | I 準市長 ° (1
- $\omega$ だするこ 条例第  $\overset{\circ}{\smile}$ 7 ※ 第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に 类
- いをしないこと。 労働者が条例第9条第1項の規定に )をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱 よる申出(以下「違反申出」とい
- $\circ$ 労働者に対し、 条例の内容に しいて周 知を 行 Vγ (1  $\sim$
- の請負契約金額の見直 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場 , 労働 者の賃金の引上げ等について適切に対応す 今は 下請契約等  $\kappa_9$
- 7 市長等が行う施策に協力すること。